

( 記 載 要 領 )

申請者は、以下の要領に従って、漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）の必要事項を記載すること。

1 記載すべき別紙の種類

別紙	1	2	3	4	5	6	7	8
漁業者が単独で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
漁業者が共同で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
	すべての漁業者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
漁業協同組合等が単独で改善計画を作成		○	○			○	○	○
漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○			○	○	○
	すべての漁業協同組合等について取りまとめて記載			漁業協同組合等ごとに記載				
漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○	○	○		○	○
	すべての参加者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
						○	○	○
			漁業協同組合等ごとに記載					

2 記載事項等

(1) 漁業経営の改善の目標（事務処理要領第4の1の(5)のア）

別紙1又は別紙2の「漁業経営の改善の目標」の欄に記載

(2) 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標（事務処理要領第4の1の(5)のイ）

別紙1又は別紙2の「経営の向上の程度を示す指標」の欄に記載

ア 「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」及び「従業員一人当たりの付加生産額」の欄

- ・ 別紙4の⑪、⑫、⑭及び⑮の数字を基にしていずれかを記載するとともに、改善計画の目標とする指標にレ印を付すこと。

イ 「補助的指標」の欄

- ・ 「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」に加えて、これら以外の補助的な指標により経営改善の目標を設定し、その効果を測定しようとする申請者のみが記載すること。

- ・ 記載する場合には、指標の名称、定義、計算方法及び設定理由を記載した書面を添えること。
- ・ 補助的指標については、改善計画の認定の際には、その有無、内容等について考慮するものではないが、改善計画の実施状況の報告を受ける際に、参考として取り扱うものとする。

(3) 漁業経営の改善の内容及び実施時期（事務処理要領第4の1の(5)のウ）

別紙1又は別紙2の「具体的な取組」の欄並びに別紙3、4及び8に記載すること。

ア「具体的な取組」の欄

- ・ 改善計画の対象となる取組すべてにレ印を付すこと。

(4) 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法（事務処理要領第4の1の(5)のエ）

別紙7に記載

3 その他記載に当たっての注意事項

ア 別紙1又は別紙2の「改善計画の種類」の欄

- ・ 改善計画の三種類のうち、いずれか一つにレ印を付すこと。「一般型」を選択する場合は、レ印に加え、()内の該当する取組に○を付すこと。

イ 別紙1又は別紙2の「申請者名」の欄

- ・ 共同で改善計画を作成する場合には、代表者の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）を記載すること。
- ・ 漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、改善計画に参加するすべての漁業者又は漁業協同組合等について、住所、名称及び代表者の氏名並びに連絡先（個人の場合は住所、氏名及び連絡先）を記載した参加者名簿を添えること。

ウ 別紙1又は別紙2の「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄

- ・ いずれかにレ印を付し、自らの取組の概要（休漁、養殖密度の遵守等）を記載すること。ただし、その他を選択する場合は、漁獲量の大部分が漁業法（昭和24年法律第267号）第8条第3項に規程する漁獲割当てにより管理されていることが分かる内容又は同法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づかずに営んでいる養殖業の内容を()内に記載し、取組の概要は記載しないこと。また、資源管理又は漁場改善にレ印を付す場合は、漁業法第124条第1項の協定及び当該協定が動向の認定を受けていることが分かる書類又は持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条第1項の漁場改善計画及び当該計画が同項の認定を受けていることがわかる書類を添付すること。

エ 別紙1又は別紙2の「実施体制」の欄

- ・ 地域連携型の改善計画を作成し、浜プラン等に基づく取組を実施する場合に、当該浜プラン等の名称、所得向上の目標値及び連携の内容を記載するとともに、当該浜プラン等（国の承認を受けているもの）を添えること。
- ・ 大学、試験研究機関、企業等と連携して漁業経営の改善のための措置を実施する場合に、連携先の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）並びに連携の内容を記載すること。

オ 別紙1又は別紙2の「漁業に関する法令の遵守」の欄

- ・ 改善計画の実施に当たって、漁業に関する法令を遵守する必要があることを確認し、レ印を付すこと。

4 用紙の規格：日本工業規格A 4とする。

5 その他

それぞれの別紙について記入欄が足りない場合には、別に必要事項を記載したものを添えることとしても差し支えないものとする。